

# 仕様書

日本貿易振興機構  
ビジネス展開支援部

- 1 就業場所 沖縄貿易情報センター②
- 2 部署業務内容 県内企業の国際ビジネス支援  
①個別企業支援(貿易、投資)  
②情報提供業務(セミナー開催、貿易相談対応)  
③海外見本市出展支援(農林水産物・食品・酒類分野)  
④その他(県内企業訪問、各種外部研究会等への参加)
- 3 業務内容 ①専門家による個別企業支援を中心とする新輸出大国コンソーシアム事業の事務局業務  
②セミナー・シンポジウム、商談会、企業視察招へい等の事業への対応  
・各種文書(チラシ・報告書・集計作業・報告資料等)作成  
・事業成果フォローアップ作業  
・関係機関との連絡調整(電話・E-mail)  
・当日の現場対応  
③企業からの貿易・投資相談に関する各種情報照会への対応(面談、電話、E-mail)  
④ジェトロの経理システムを用いた経理処理作業

募集人数: 2 名

出張の有無: 有り(国内または海外に年1回程度)

残業: 法定内 244 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

法定外 244 時間程度見込まれる(契約期間内合計)

- 4 派遣契約期間 2017年4月3日 ～ 2018年3月31日  
※本契約終了後の契約更新なし  
※個別契約書の契約期間は当初最長3カ月予定。  
当初契約期間終了後の個別契約期間については、別途協議のうえ定める。

- 5 勤務時間 9:00 ～ 17:00

(休憩・休日) 休憩:12:00～13:00 休日:土日、祝日、その他ジェトロの定める休日

(勤務曜日) 月火水木金

- 6 派遣元の要件

- ①全ての競争参加資格を満たし、かつ本案件の業務遂行能力を有する人材の派遣が可能であること。そのための十分な登録者数を有すること
- ②派遣する人材は、自社からの派遣実績があり、信頼に足る人物であること。自社からの派遣実績が無い場合は、当該人材が全ての必須条件を兼ね備え、かつ本案件の業務遂行能力を有することを客観的に証明すること
- ③契約期間途中で派遣労働者が交代する場合、代替者を直ちに手配できること
- ④派遣法第30条に基づいて派遣労働者の労働条件を適切に管理すること。また、福利厚生等の管理が適切に行われていること
- ⑤トラブルへの対応や苦情処理体制が十分に整備されていること
- ⑥弊機構の指定する派遣職員のフォローアップ体制が可能なこと(派遣元と派遣職員の面談が月1回程度、面談内容について弊機構への報告は3カ月に1回程度、など)
- ⑦全ての契約手続き、請求手続きに不備のないこと

## 7 派遣職員の必須要件

- ①社会人としての基礎を身につけていること
  - ・職員(嘱託員・派遣職員含む)と協調して業務を遂行できること
  - ・業務指示者に対し、的確に報告・連絡・相談ができること
  - ・機密情報、個人情報取り扱いを理解し、適切な対応ができること
  - ・理由の無い欠勤、遅刻がないこと
  - ・周りに不快感を与えない身だしなみであること
  - ・データ取り扱い業務ができること。特に、顧客データの取り扱いに習熟していること
  - ・本業務を遂行する上で健康状態に支障がないこと
- ②お客様に対して丁寧な対応ができること

OAスキル:      WORD    新規文書の作成、編集、宛名ラベル差込印刷、画像貼付  
                  EXCEL   データ入力・編集、表・グラフ作成、四則演算  
                  PowerPoint   プレゼンテーション資料の作成、フロー図の作成  
                  Access    不問  
                  その他    -

英語スキル:    レベル    義務教育レベル(基礎的な読み書きと会話)  
                  使用内容   簡易な英語文書・メール等の内容理解・整理、電話の取次ぎ  
                  使用頻度   1割未満

## 8 職場の環境

所長  
所員  
非常勤嘱託員(1名)  
派遣職員(4名)  
基本的に所長、所員から業務に関する説明、指示を行う。

## 9 その他の要望

担当する新輸出大国コンソーシアムなどは特に新しい事業である。こうした新しい事業などに対し、問題意識をもって向かい合い改善点を提案するなど、積極的な取り組みとする姿勢を期待する。

## 10 その他

- ①代替人員の確保  
派遣労働者が病気などの理由により業務に従事できない場合は、ジェトロの求めに応じて派遣元が責任を持って代替人員の確保を図ること。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、ジェトロは代替人員の派遣を求めない場合がある。
- ②派遣労働者の交代  
派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く派遣目的を達し得ない場合、ジェトロは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交代を要請することができる。  
また、派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交代する日の30日前までにジェトロに連絡すること。
- ③出張  
業務に出張が含まれる場合には、別途、出張に関する協議書を締結することとする。

以 上